

総合福祉部会 第7回	
H22.9.21	参考資料7
山本委員提出資料	

だい かいそうごうふくしぶかい ろんてん ついかいけん  
第6回 総合福祉部会の論点についての追加意見

やまもとまり  
山本眞理

じむきょく ぐるーぷほーむとう せいび ぜんたい いけん  
事務局のまとめではグループホーム等の整備、が全体の意見とされてきました  
わたし ぐるーぷほーむけあほーむ しゅちよう いちちいきこう  
が、私はグループホームケアホームはなくすべきと主張しています。、以下地域以降  
ともかかわりますが、グループホームケアホームはあくまで施設である。理由は借地  
しゃくやにん きょじゅうけん にちちゅうかつどう きょじゅうじょうけん  
借家任としての居住権がなく、また日中活動を居住条件とされるなど  
とくてい せいかつようしき し  
「特定の生活様式」を強られる  
てんきょ なんだ し せいしんしょうがいしゃ ふたん  
また転居を何度も強られることは精神障害者にとっては負担である

ちようき にゅういん かた ぐるーぷほーむ けあほーむ はい  
また長期に入院していた方でグループホームやケアホームに入ることができる  
かた さいしょ あぱーと じりつせいかつかのう はい かた こべつ  
方はそもそも最初からアパートで自立生活可能であり、入れない方は個別の  
てあつ しえんかいじょ ひつよう きょうどうせいかつ ひとりぐ ひつよう  
手厚い支援介助が必要で共同生活ではなく一人暮らしが必要である。  
ぐるーぷほーむ けあほーむ ぞうせつ ちようきにゅういん かた ちいきこう  
グループホームおよびケアホームの増設は、長期入院の方の地域以降に  
ひつよう じゅうたくほしょう かいじょほしょう おこた ほうこう きょうか  
必要は住宅保障や介助保障を怠りあるいはしない方向を強化するおそ  
れがある

ぐるーぷほーむ けあほーむ けあ きょじゅうけん きょうどうじゅうきよ  
グループホームおよびケアホームはケアつきの居住権のある共同住居に  
へんこう  
変更されるべき

たいいんじょうけん でいけあ かよ ほうもんかんご う い  
なお退院条件としてデイケアに通うことや訪問看護を受け入れることなどを  
きょうせい う い たいいん きょうせいにゅういん おど  
強制され、受け入れなければ退院できない、また強制入院だという脅しをされ  
れい あぱーとせいかつ とくてい せいかつようしき し れい  
ている例もあり、たとえアパート生活でも「特定の生活様式」を強られる例  
がある。

ひとりひとり あ しえんかいじょ ひつよう しゅうだんてきかんり かつどう  
一人一人に合わせた支援介助は必要であるが、集団的管理である活動に  
さんかきょうせい いりょう きょうせい  
参加強制されたり、医療のかさを強制されることはあってはならない